

居宅介護支援事業の権限が神奈川県から大磯町に移譲されました

介護保険法が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から居宅介護支援事業に係る事業者の指定及び指導監督等の権限が神奈川県から大磯町に移譲されました。

なお、介護支援専門員の登録、登録抹消等の指導権限は、引き続き神奈川県となります。

○県から移譲された事務

- 1 居宅介護支援事業所の指定
- 2 指定の更新
- 3 指定の変更、廃止・休止、再開、介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- 4 報告の徴収、立入検査
- 5 改善勧告、改善命令
- 6 指定の取消、指定の効力停止

○指定申請等について

指定関係の手続きは、「[居宅介護支援事業所の指定、更新、変更等について](#)」を参照してください。

○加算の届出について

加算の手続きは、「[加算の届出について](#)」を参照にしてください。

○担当窓口について

各種届出等の窓口は、大磯町町民福祉部福祉課高齢福祉係となります。

住所 〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 1 8 3

電話 0463-61-4100